

富山県総合雪対策基本計画

＜第5次基本計画＞

県民スノープラン

～ 一人ひとりがウェルビーイングを実感できる

富山の冬を目指して ～

令和5年12月

富山県

目 次

第1編 総論	
第1章 計画の趣旨等	1
第2章 富山県の「雪」の現状と今後の課題等	3
第3章 県民のニーズ等	8
第4章 雪対策の基本目標、基本方針	13
第2編 主な施策の概要	15
第1章 地域の協働で支える元気なまちづくり	
1 雪に対する意識の高揚	
（1）大雪に備えた意識の高揚	
（2）雪の再評価と克雪活動の啓発	
（3）冬も元気な健康づくり	
2 協働で支える人材の養成、確保と活動の支援	17
（1）子どもや若者の克雪能力の育成	
（2）高齢者の力の活用と支援	
（3）雪に強い人材の養成、確保	
（4）地域ぐるみの除排雪と県民との協働による除排雪の推進	
（5）高齢者や障害者世帯等に対する支援	
第2章 雪に強い快適なまちづくり	19
1 安全・安心で快適なまちづくり	
（1）快適で雪に強い施設の整備	
（2）雪に対応した建築物の普及	
（3）空家に係る除排雪等の管理の確保	
2 交通の確保	21
（1）道路交通の確保	
（2）公共交通の確保	
（3）交通安全対策	
（4）安全で快適な歩行空間の確保	

3	情報収集力と発信力の強化	24
	(1) 道路交通情報の提供	
	(2) 気象情報、防災情報の提供	
	(3) 高度な雪情報システムの構築等	
	(4) 必要な情報の収集と迅速な発信	
4	除排雪体制の充実	26
	(1) 除排雪の基本方針	
	(2) 除排雪の体制の整備	
	(3) 道路の除排雪	
	(4) 集中的降雪時の道路交通の確保	
5	除排雪作業の担い手の確保	28
	(1) 建設業の担い手の確保	
	(2) 除排雪作業の省力化・負担軽減	
第3章 雪を活かし雪に親しむ利雪・親雪の促進		29
1	雪を利用した産業の振興	
2	雪に親しむ施策の促進	30
	(1) 冬のスポーツの振興	
	(2) 雪に親しむ機会の創出	
	(3) 雪を介した地域交流、国際交流の促進	
3	雪に関する調査研究の推進	31
4	富山の豊かな雪文化の継承、振興と創造	
	(1) 冬の富山の生活文化の継承	
	(2) 冬の文化活動の振興	
	(3) 雪の文化の創造と発信	
第4章 雪災害等への対応		33
1	予防対策	
	(1) 雪害に強い県土づくり	
	(2) 防災体制づくり	
	(3) 雪害への日常の備え	
2	応急対策	34
	(1) 情報の収集・伝達	
	(2) 応急対策の実施	

3	災害防止対策	35
	(1) 雪崩対策の推進	
	(2) 融雪災害対策の推進	
4	産業の雪害防止対策	
	(1) 農林業対策	
	(2) 商工業対策	
5	災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動	36
	(1) 災害級の大雪時の基本認識の共有	
	(2) タイムラインに基づいた行動と協力要請	
	(3) 災害級の大雪時の道路除雪体制の強化	
	(4) 災害級の大雪時の公共交通機関の運行の確保	
第3編 計画の推進		38
総合雪対策基本計画における指標		39
富山県総合雪対策基本計画策定経過		40

第1編 総論

第1章 計画の趣旨等

1 計画の背景と趣旨

本県では、昭和56年、59年の豪雪を契機として、昭和60年3月に、道府県では初めての「富山県総合雪対策条例」を制定しました。

県では、この条例に基づき、雪に強いまちづくりを推進し、雪による障害を克服するとともに、雪に親しみ、雪を資源として利活用するための施策を、長期的かつ総合的に推進してきました。

これまで、昭和60年に第1次基本計画、平成3年に第2次基本計画、平成13年に第3次基本計画、平成24年に第4次基本計画が策定されています。

現行計画策定から11年が経過し、近年では令和3年の災害級の大雪の経験や国による豪雪地帯対策特別措置法の改正（令和4年3月）、豪雪地帯対策基本計画の見直し（令和4年12月）など、新たな課題や社会情勢の変化に対応する必要があることから、今回、第4次基本計画を見直し、新たに第5次基本計画を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、富山県総合雪対策条例に基づく総合雪対策基本計画であり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく道府県基本計画に位置付けられるものです。また、県の総合計画との整合性を図り、雪対策を総合的に推進するための部門計画として位置付けられています。

また、本県においては、令和元年度に「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、SDGs 達成の視点を取り入れた各種の施策を通じ、持続可能な県づくりを進めることとしています。本県は、立山連峰をはじめとする山岳地帯に大量に降る雪があるおかげで、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。人口減少が著しく、地域の担い手不足が深刻化し、コミュニティの衰退が懸念されています。今後は、県民全体の理解のもと、持続可能な社会をつくるというSDGsの理念を踏まえながら、総合的な雪対策を進めていく計画とします。



3 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

雪対策に関する計画の策定経緯

第1次基本計画 昭和60年度～平成2年度

「富山県総合雪対策基本計画 ～雪に強いいきいき富山の創造～」

《目標》

- ① 降積雪期においても、生活の安全性、利便性が十分確保されている住みよい郷土
- ② 降積雪期においても、生産、流通、消費等の社会活動が円滑に行われる活力ある郷土
- ③ 雪の中でも温かい人間関係が保たれ、文化的で個性豊かな潤いのある郷土

第2次基本計画 平成3年度～12年度

「新富山県総合雪対策計画(基本計画) ～21世紀への雪プランー克雪から親雪へ～」

《目標》

- ① 降積雪期においても、生活の安全性、利便性、快適性が十分確保されている住みよい郷土
- ② 降積雪期においても、生産、流通、消費等の社会活動が円滑に行われる活力ある郷土
- ③ 雪の中でも温かい人間関係が保たれ、文化的で個性豊かな雪国らしさを感じさせる郷土

第3次基本計画 平成13年度～22年度

「富山県総合雪計画 ～県民スノープランー雪との共生～」

《目標》

- ① 元気な人があふれる雪国
- ② 誰もが住みよく、住みたい雪国
- ③ 受け継ぎ、育てる雪国文化

第4次基本計画 平成24年度～令和3年度

「富山県総合雪対策基本計画 ～県民スノープランー雪との共生～」

《目標》

- ① 協働で支える元気な雪国
- ② 安全・安心な雪に強いまちづくり
- ③ 豊かな雪の文化の継承と創造

●**56豪雪**：昭和55年12月末から56年1月にかけて北陸地方を襲った大雪のこと。この冬の富山市の最深積雪は160cm、累計降雪量は771cmに達した。県内では、雪による死者22名、負傷者1,167名などの大きな被害が出た。／**59豪雪**：昭和59年1月中旬から2月にかけて北陸地方を襲った大雪のこと。この冬の富山市の最深積雪は122cm、累計降雪量は694cmに達し、56豪雪にせまるものであった。／**豪雪**：規模が大きく、深刻な被害・災害をもたらすような大量の雪が降り積もる現象の総称。特に被害の大きかった豪雪に、38豪雪(昭和37年度)、56豪雪(昭和55年度)、59豪雪(昭和58年度)などがある。昭和36年の災害対策基本法において、災害の原因である異常な自然現象の一つとして豪雪が明記されているが、積雪量や被害の度合いなどによる明確な定義はない。対義語：寡雪。／**大雪**：普通より多く降り積もる雪のこと。平年並の雪に対する比較語で、他に豪雪、小雪、寡雪などの用語に年を加えて使う。豪雪年は極端に雪の多い年、小雪年は平年より雪の少ない年、寡雪年は極端に雪の少ない年を意味する。／**豪雪地帯**：昭和37年に制定された豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域。富山県は全域が豪雪地帯に指定されている。／**特別豪雪地帯**：豪雪地帯のうち、積雪量が特に多いため交通が途絶し、住民生活に著しい支障が生じるおそれがあり、特別の施策が必要であると指定された地域。富山県内では6市町が指定されている。／**豪雪地帯特別措置法**：積雪地域における雪害の防除を図るほか、生活・産業などの基盤に関する総合的な対策を推進するため昭和37年に制定された法律。／**豪雪地帯対策基本計画**：豪雪地帯特別措置法に基づき国が定める計画、豪雪地帯対策の基本となる計画。

第2章 富山県の「雪」の現状と今後の課題等

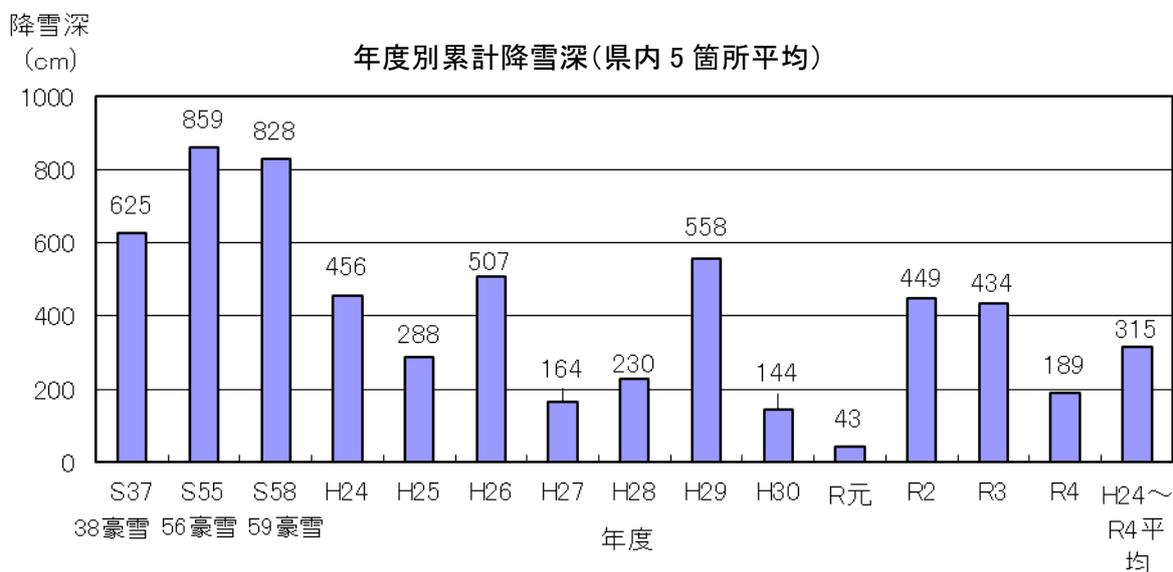
1 富山県の雪の現状

近年、暖冬・少雪の傾向にありますますが、年によっては短期的・局地的に大雪となり、車道や歩道の交通障害や交通機関の運休などが発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしています。

平成30年及び令和3年に発生した大雪では、累計降雪深（指定観測点5か所の平均）が、過去10年の平均値を大きく上回り、道路除雪の遅れや公共交通機関の運休などが発生しました。特に令和3年の大雪では、自動車の渋滞や立ち往生、公共交通機関の運休、物流の停滞、農業被害などが多発し、県民生活に大きな影響を及ぼしました。このようなことから、雪対策に対する県民の関心が高まっています。

一方、本県は水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。これは立山連峰をはじめとする山岳地帯に大量に降る雪の賜といえます。春の到来とともに、山々の雪は次第に融けて、森林の土壌に浸透し、やがて湧水となって川を下り、様々な生命を育み、そして私たちの暮らしや経済活動に欠かせない良質な水資源として利用されています。

私たちは、この豊かで貴重な水資源である雪の重要性を再認識し、有効にかつ適正に利活用する必要があります。また、その恵まれた環境を未来に引き継ぐため、森林の荒廃を防ぎ、水資源の涵養や雪崩防止等の公益的機能を発揮できる森林づくりを進めていかなければなりません。



●累計降雪深：ひと冬に降った毎日の降雪深の合計。

2 今後の課題

(1) 大雪に備えた意識の高揚と雪処理の担い手の確保

ア 高齢化、核家族化の進展

本県の人口は、平成 10 年をピークに減少傾向が続いており、人口構造は、年少(14 歳以下)人口と生産年齢人口(15~64 歳)の減少が進む一方で、老年(65 歳以上)人口の増加が続いています。また、一世帯当たりの人員は減少しており、65 歳以上の者のみの世帯数は 97,000 (全世界帯の 24.2%) を超え、その約半数が単身世帯となっています。

過疎化が進む中山間地や、空洞化が進む中心市街地等の地域では、高齢者のみ世帯の増加等により、屋根雪下ろしや自宅まわりの除雪が困難となってきているなど、雪処理の担い手が不足している状態にあります。

平成 30 年及び令和 3 年の大雪では、屋根雪降ろしや除排雪中に大きな人的被害が発生し、こうした課題が顕在化したことから、今後は、大雪に備えた意識の高揚を図るとともに、雪処理の担い手の育成、確保に努めていくことが必要です。

イ 地域コミュニティの向上

雪に備え、対応するためには飲料・食料等の備蓄や自宅周辺の雪かき等の自ら身を守る自助や地域ぐるみの除排雪等の共助、行政による公助が必要です。

高齢化の進展などにより、自助努力だけでは雪処理が困難になることから、周囲や地域の協力により対応する共助による雪処理が重要となります。

県では、地域住民が自主的に共同で実施する生活道路や歩道の除排雪を促進するため、小型除雪機械等の整備に対して支援する「地域ぐるみ除排雪促進事業」や、ひとり暮らし高齢者などの地域の要支援者に見守り、買物代行、除雪など地域住民自らによる個別支援サービスを提供する活動を支援する「地域総合福祉推進事業」などを行い、地域における活動の支援に努めています。今後とも、県民一人ひとりが地域に根ざして助け合い、地域住民のコミュニティ活動や組織づくりを積極的に進めることにより、地域における克雪・防災機能等の向上を図る必要があります。

ウ 新しいパートナーシップへの取り組み

高齢化、過疎化、財政難など様々な社会状況が変化するなかで、大雪における雪処理について、自助(自分、家族の力)、共助(地域みんなでの対応)、公助(行政サービス)がそれぞれ単独では確実に機能することが難しい状況になってきています。

県では、社会福祉協議会において除雪ボランティア情報の提供や相談窓口の設置等を行う事業や、県民、NPO、企業等の自発的、主体的な取り組みの拡大と定着を図るため、人材育成など自立的活動の支援を行っていますが、それぞれの役

割分担を繋ぎ合わせ、不足部分を補完し、さらに発展していく仕組みが重要です。

このため、県、市町村、地域、県民、さらにはNPOやボランティア等により、協働による雪処理に取り組む必要があります。

(2) 雪に強いまちづくり

ア 公共交通の確保

大雪が発生または予想される場合は、安全確保等の観点から公共交通機関では遅延や運休が発生するおそれがあります。県民生活にとって公共交通機関の果たす役割は大きく、できるだけ迅速な運行情報の提供を行うとともに、除排雪体制の強化や道路管理者との連絡を図り運休期間等の最小化に努める必要があります。

イ 除雪体制等の維持と雪対策施設の整備等

- ・ 本県では、道路整備や道路除雪に対する要望が強く、これに対応して、除雪体制が着実に整備されています。令和4年度の県管理道路の除雪率(冬期閉鎖区間を除く)は100%となっており、平年並の降積雪に対しては対応できる状況となっています。また、県管理歩道の除雪率は68.0%となっていますが、道路整備に伴い歩道延長も増加しており、歩道除雪に関する県民の要望が高くなっています。
- ・ 除排雪作業を担う建設業の担い手不足や、オペレーターや作業員などの除雪要員の高齢化、経験不足などのため、安定的な除雪体制の確保や除雪レベルの維持に努めていくことが重要となっています。
- ・ 散水消雪装置について、多くの施設で老朽化が進んでおり、融雪能力の低下が見られることから、引き続き、施設の適正な修繕や更新に努めていく必要があります。また、故障時や修繕時において、融雪機能を補完するための機械除雪での対応についても、十分に検討しておく必要があります。さらに、路面凍結による交通事故を防止するため、凍結抑制舗装や凍結防止剤の散布など、適時適切な路面凍結防止対策が必要です。
- ・ 短期的・局地的な大雪が発生した場合、雪崩等により集落の被災や孤立が懸念されることから、雪崩防止柵やなだれ防止林等の効果的・効率的な整備が一層求められています。

●**除雪機械**：雪を融かさずに排除する機械。用途により様々な種類がある。雪を路側にはねのける除雪トラックや除雪グレーダ、積込運搬用のスノーローダー、拡幅用のロータリー除雪車などがある。／**凍結抑制舗装**：道路面の凍結対策の一つで、舗装自体に凍結を抑制する機能を有したもの。凍結抑制効果のある薬剤が舗装中にじみ出す化学系凍結抑制とゴムなどの弾力性材料を舗装中に混入または圧入し、走行車両の荷重により氷膜を破碎する物理系凍結抑制に大別される。／**凍結防止剤**：路面の凍結を防止して、車両のスリップを防ぐために用いられる薬剤。塩化ナトリウムなどが多く使用されている。

ウ 情報収集力と発信力の強化

県では、情報通信技術を活用して、除雪情報システムや総合防災情報システムにより、道路や雪に関する情報を収集し、インターネット等で、県民に冬期道路情報などを提供しています。

降積雪や除雪情報などの雪に関する情報を迅速的確に収集するとともに、適切に県民に提供し、県民生活の利便性の向上に努める必要があります。

(3) 雪の利活用と富山の雪文化の保存・継承

ア 雪の利活用

雪は、本県にとって切り離すことのできない自然環境であることから、県では、雪の富山の PR を継続して展開し、魅力あふれる雪を活用した観光の振興の推進に努めています。今後とも、冬の晴れ間に光輝く立山連峰、スキー場と雪見の温泉、雪の眺めと冬の日本海の味覚、立山の雪の大谷、春山スキーや氷河など、引き続き雪を活用した観光産業の振興に努める必要があります。

また、山岳地帯に積もった雪は水資源として発電や様々な産業用水に活用されるようになり、雪は、日本海側有数の工業県富山の礎となってきました。この豊かで貴重な水資源である雪の重要性を再認識し、有効にかつ適正に利活用する必要があります。本県では、豊富な地下水を大量に消雪用に利用していますが、地下水位の低下が見られる箇所が出ていることから、消融雪施設の適正な維持管理等を推進する必要があります。

さらに、雪の冷熱エネルギーの活用促進など、雪の利活用に関する調査研究を継続することも必要です。

地元の人にとっては何でもないことが、世界から見ると非常に価値がある場合もあるため、雪の価値を客観的な視点で再評価し、アピールしていくことが大切です。

イ 富山の雪文化の保存・継承

郷土の先人は、降積雪を当然のこととして受け止め、自助努力や地域共同の力で雪と闘い、また広い住宅や雪吊り、雪囲い、集落共同の雪踏みなど、雪に対応した富山独特の生活文化を築き、それによって積極進取といわれる県民性を育んできました。

●**除雪情報システム**：自動積雪センサーにより、観測地点の降積雪量をリアルタイムで把握したり、道路カメラで路面状況を把握したりするシステム。／**総合防災情報システム**：県と市町村、消防本部などをネットワーク化し、災害時における迅速かつ的確な情報の伝達・収集・共有を行うもの。／**氷河**：重力によって長期間にわたり連続して流動する雪と氷の大きな塊のこと。日本周辺ではカムチャッカ半島以北にしか存在しないと言われていたが、平成 24 年 4 月 3 日に立山連峰の 3 つの万年雪（御前沢雪渓、三ノ窓雪渓、小窓雪渓）が日本初の氷河であると学術的に認められた。令和 5 年現在では、富山県と長野県にて 7 つの氷河が確認されている。／**消融雪施設**：散水した水で路面の積雪または圧雪を融解除去、あるいは地下水、地熱、電気などの熱エネルギーを利用して舗装を暖め、路面の積雪または圧雪を融解除去する施設。消雪パイプ、ロードヒーティングなどはその一つである。／**雪の冷熱エネルギー**：雪の持つ冷熱エネルギーのこと。冬季に積もった雪を貯蔵し、住宅やビルの冷房や、農産物の冷温保存などに利用されている。

人々の生活の近代化・多様化により、富山ならではの雪の文化や、冬季の生活の知恵（かぶら寿し等の食文化、雪囲い・エンナカ（流雪溝）等の住文化）が失われつつあり、これらの保存・継承が課題となっています。

(4) 災害級の大雪時の対策

本県の総合雪対策については、通常の降雪時には、県民から一定の評価を受けているものの、災害級の大雪時には、道路や公共交通機関の除排雪や通行止め、渋滞の情報提供などがうまく機能せず、自動車の激しい渋滞や立ち往生、公共交通機関の運休などがたびたび発生しています。今後も年間累計降雪量は減少傾向にあるものの、集中的な大雪（ドカ雪）の頻度は増加が予測されており、今後は、災害級の大雪時の対策を強化する必要があります。

ア 災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動

災害級の大雪時は、人命が最優先です。そのためには、県民、企業、団体は、行政等の呼びかけに応じ、自動車での不要不急の外出を控えることや雪に対する十分な備えを持って、行政に頼るだけではなく、自分でできることは自分で行い、地域の中でお互いに助け合うという概念を県民一人一人が理解し、共有していく必要があります。

行政側もきめ細かな情報発信を行い、県民が大雪の教訓を生かした備えや行動を取れるよう啓発活動に努める必要があります。

イ タイムライン（段階的な行動計画）に基づいた連携や協力要請

大雪が予想される場合は、タイムライン（段階的な行動計画）に基づき、情報把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信するとともに、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと速やかに対応することが必要です。

また、タイムラインに基づき、県民・事業者等に自動車での不要不急の外出を控えることや、荷主や事業者へ、広域迂回や運送日の調整などを呼びかけていくことが必要です。

ウ 災害級の大雪時の除排雪体制の強化

災害級の大雪が見込まれる場合は、早くからの雪対策の準備に加え、通常時よりも除排雪体制を強化することが必要です。

●**エンナカ（流雪溝）**：「風の盆」で知られる富山市八尾町にある火防・流雪用水路のこと。明治の頃より自然の地形を利用した幅約40cmの溝が町中を縦横に走っており、冬期間は早い水の流れを利用して排雪用に活用されている。

／**タイムライン**：令和3年1月の大雪を受け、除雪のタイミングなど関係機関ごとの段階的な防災行動を「災害級の大雪時におけるタイムライン」として取りまとめた。各段階において、関係機関相互の連携のうえ大雪対応を実施する。

第3章 県民のニーズ等

1 雪に関する意識

県政モニターを対象に、最近の雪の量についてどのように変化してきたと感じるかについて、令和5年度にアンケートで意識調査をしたところ、「ずいぶん減った」もしくは「少し減った」と回答した人の合計が33.4%、「変わらない」と「少し増えた」がいずれも7.4%となり、雪が増えたと感じている人よりも雪が減ったと感じている人のほうが多いという結果となりました。一方、「全体では減ったと思うが、短期間に多く積もることがある」と感じた人が49.4%と半数近くを占めました。

(参考) 調査について

令和5年度県政モニターへのアンケート調査

「雪に関する意識調査について」

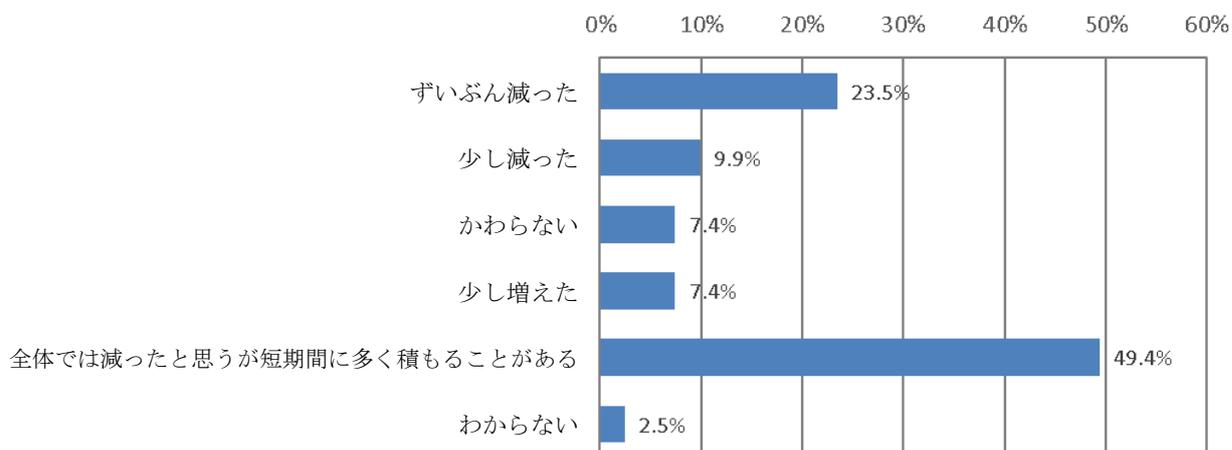
調査期間 令和5年8月10日～8月31日

調査方法 郵送、Eメール

調査対象 県政モニター198名

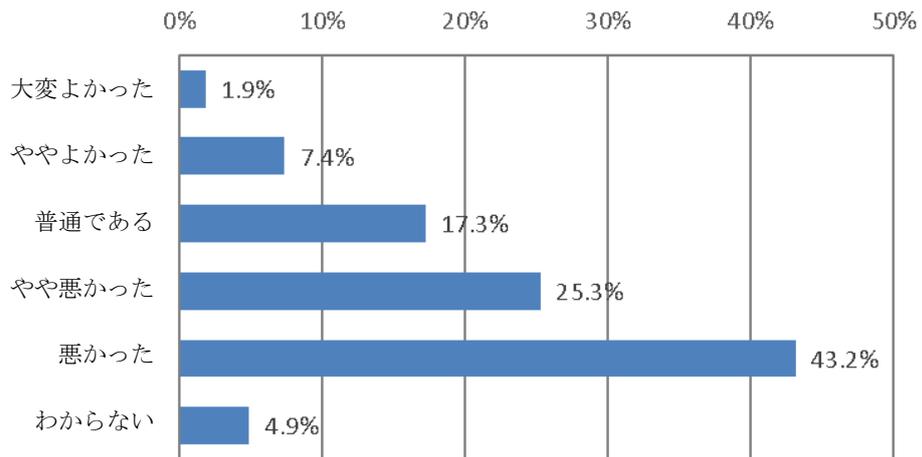
回収数(率) 162名(81.8%)

最近の雪の量はどのように変化してきたと感じるか

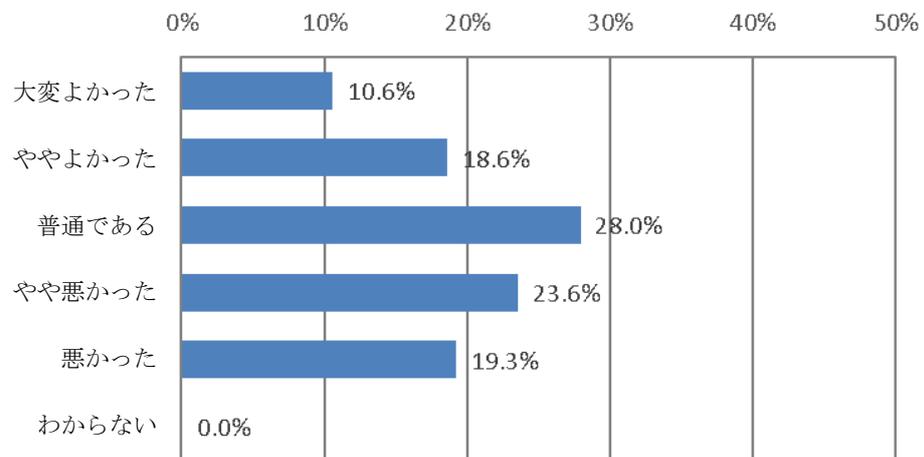


また、たくさん雪が降ったときの雪対策の状況についての意識調査では、調査項目のうち「歩道の除雪」に対する評価がもっとも低く、「悪かった」もしくは「やや悪かった」と回答した人の合計が68.5%と2/3以上を占めました。「車道の除雪」も「悪かった」もしくは「やや悪かった」と回答した人の合計が42.9%となり、あまり評価が高くありませんでした。

歩道の除雪について

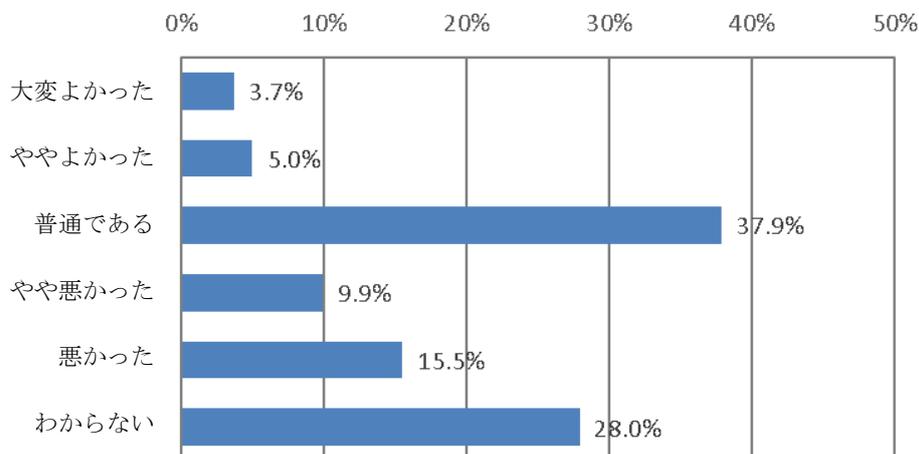


車道の除雪について



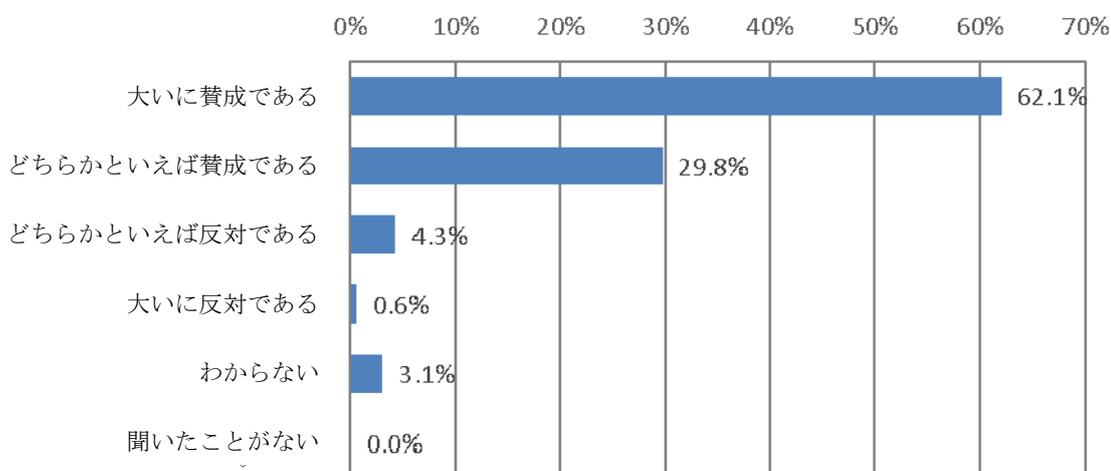
町内会などが共同で行う地域ぐるみの除排雪については、「大変よかった」もしくは「ややよかった」と感じた人の合計は8.7%、「普通である」が37.9%、「やや悪かった」もしくは「悪かった」の合計は25.4%であり、よかったと答えた人よりも悪かったと答えた人のほうが多い結果となりました。

地域ぐるみの除排雪について



また、大雪が予想される日に「不要不急の自動車での外出を控えるほか、運送事業者や荷主は運送計画の見直しを検討すること、企業は臨時休業や早めの帰宅を実施すること」などを県が呼びかけていることに対しては、「大いに賛成である」が62.1%、「どちらかといえば賛成である」が29.8%となり、合わせて91.9%という圧倒的多数の人が賛成という結果になりました。また、「聞いたことがない」と回答した人数は0人であり、呼びかけに対する認知度が高いことも分かりました。

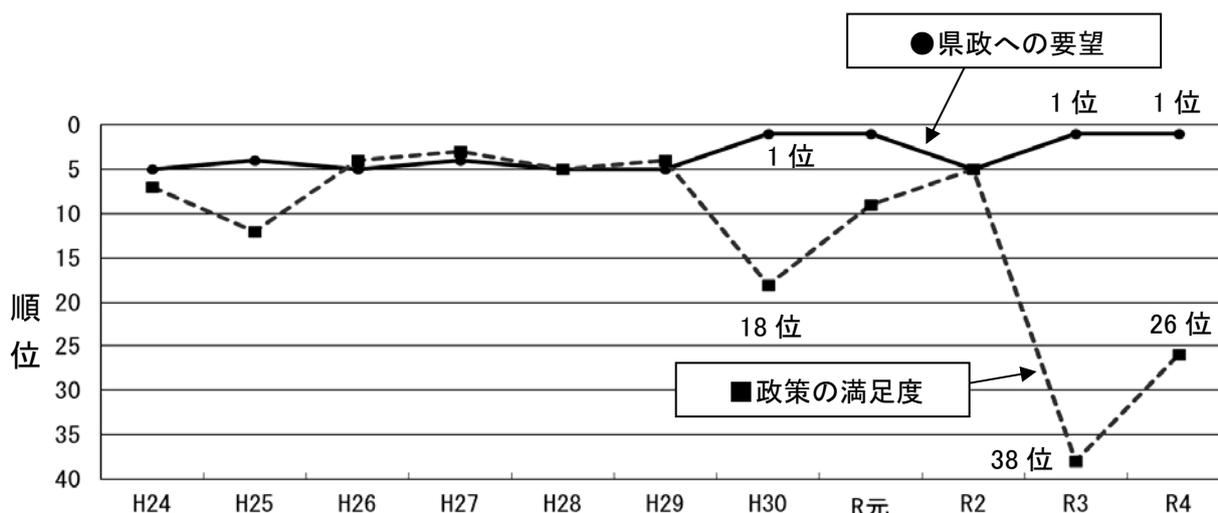
県の呼びかけについて



2 雪に関する政策への要望・満足度

令和4年度の県政世論調査では、「雪に強いまちづくり」が県政への要望の順位において、74項目中1位となりました。また、政策の満足度の順位については、74項目中26位となりました。この11年間では、「雪に強いまちづくり」の「県政への要望」の順位は常に上位にあり、特に大雪の翌年度は上昇しています。また、「政策の満足度」の順位は大雪の翌年度は下降しています。

「雪に強いまちづくり」について（74項目中）

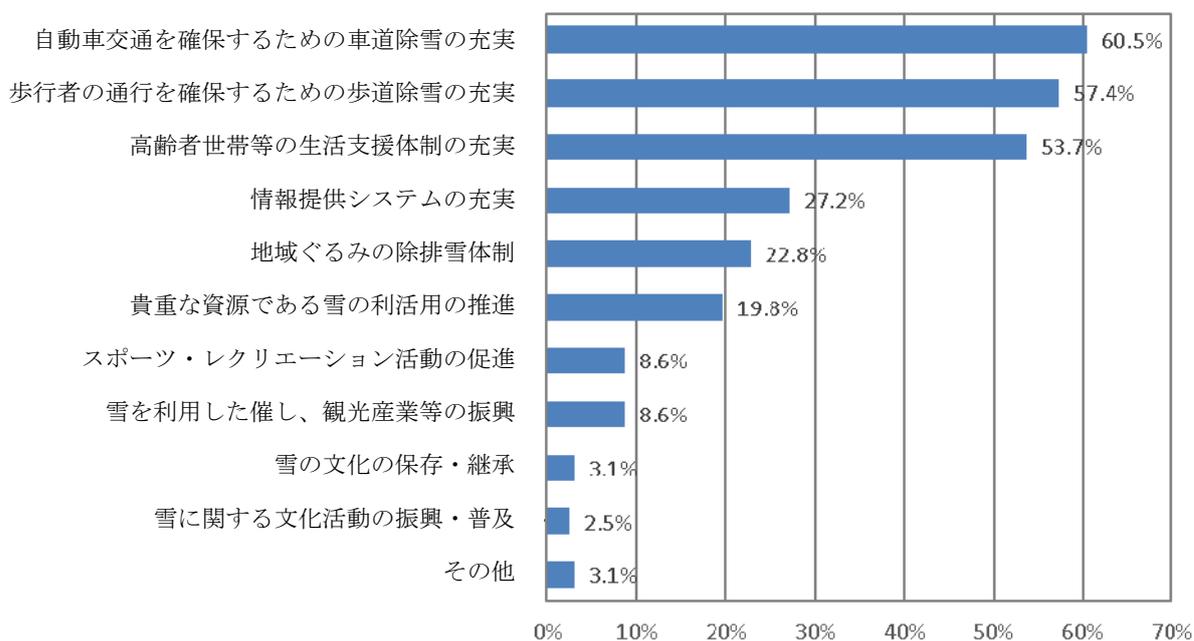


3 県民のニーズ等

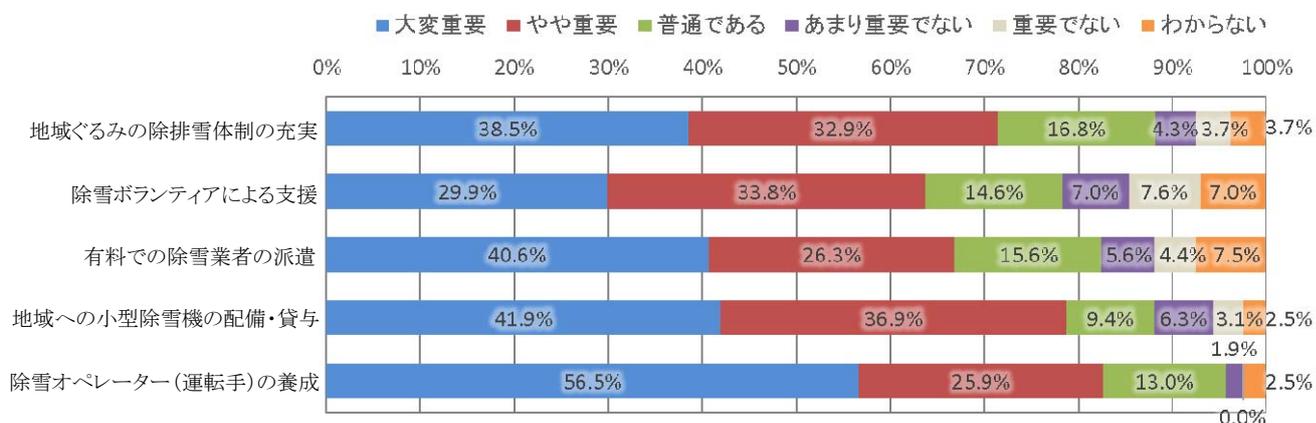
県政モニターを対象に、あなたが特に重要と思う雪対策（3つ以内）について、令和5年度にアンケートで意識調査をしたところ、上位3項目は、「自動車交通を確保するための車道除雪の充実」60.5%、「歩行者の通行を確保するための歩道除雪の充実」57.4%、「高齢者世帯等の生活支援体制（屋根雪下ろしなど）の充実」53.7%でした。

また、地域の除排雪を行うために重要だと思う対策についての調査では、「大変重要」と「やや重要」の合計では、「除雪オペレーター（運転手）の養成」が82.6%と最も多く、次いで「地域への小型除雪機の配備・貸与」が78.8%、「地域ぐるみで助け合う体制の整備」が71.4%の順となり、除雪機やオペレーターの確保が重要視されていました。

特に重要と思う雪対策（3つ以内）



地域の除排雪を行うために重要と思う対策



第4章 雪対策の基本目標、基本方針

1 雪対策の基本目標

本県では、昭和60年に総合雪対策条例が制定されてから、まずは雪による障害の克服を目指して、除雪体制の整備や雪に強い道路、住宅の整備などを進めてきました。また、雪を楽しみ、さらに貴重な資源として利活用する施策を進めてきました。

このような総合的な雪対策の結果、克雪の面では、平年並みの降積雪にはかなりの程度対応できるようになっており、また、県内各地で雪に親しみ、雪を楽しむ冬の催しが多数行われるなど、県民の利雪、親雪活動も定着してきています。

しかしながら、平成30年及び令和3年に発生した大雪では、高齢者を中心に除排雪の作業中の事故が発生したほか、集中的な降雪による交通の阻害が生じました。

富山の冬におけるウェルビーイングを考えると、雪への対応は避けては通れない課題です。厳しい冬の季節においても、まずは雪を克服して安全・安心に暮らせること、その上で雪の恵みを享受し、利雪・親雪で楽しむこと、これらのことに取り組んでいくことが、冬の富山におけるウェルビーイングにつながると考えます。

このような考え方と、第3章までに記述した現状と課題、県民のニーズ等を踏まえ、県民と行政がそれぞれ分担し、協働により展開する今後の雪対策の目標を次のように設定します。

(1) 協働で支える元気な雪国

高齢化が進展するなかで、雪による障害を克服するためには、県民一人ひとりの力の発揮と地域での相互扶助、ボランティア団体などとの協働が必要です。個人や家庭、地域において人材を養成・確保するとともに、活動の支援の輪を広げ、人と人との良好なつながり実感のもと、協働で支え合う元気な雪国づくりを進めます。

(2) 安全・安心な雪に強いまちづくり

厳しい降雪期においても安全・安心を実感できることが大切です。雪によって県民生活や産業経済活動に支障が生じないように、車道や歩道の除雪を充実するとともに、高齢者など除雪が困難な世帯にも配慮し、雪害のないまちづくりを推進します。また、地域住民の安全な生活を支えるため、道路の雪害防止対策を推進するとともに、集落を雪崩から守るための対策を推進するなど、総合的な雪対策を展開します。

(3) 豊かな雪の文化の継承と創造

雪がもたらす豊かな文化や恵みにも目を向け、冬をいきいきと楽しく過ごすことのできる、多様な利雪、親雪活動を積極的に進めます。また、富山ならではの雪の文化や生活の知恵を保存・承継するとともに、ライフスタイルの変化を踏まえた冬の富山を楽しむ文化活動の振興と、新しい雪の文化の創造に努めます。

(4) 災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動

私達は、令和3年の大雪で車両の激しい大渋滞や立ち往生を経験しました。特に東海北陸自動車道では、多数の車両が立ち往生し、県が自衛隊法に基づき災害派遣を要請する事態となりました。私達は、この教訓を生かさなければなりません。

災害級の大雪時は、人命が最優先です。そのためには、県民、企業、団体は、行政等の呼びかけに応じ、自動車での不要不急の外出を控えることや雪に対する十分な備えを持って、行政に頼るだけでなく、自分でできることは自分で行い、地域の中でお互いに助け合うこと、これらのことが最も効果的な災害対策であるという教訓を得ました。県民一人一人が出控えを行うことにより、道路の除排雪を迅速に実施できることにもつながります。この新しい概念を県民一人一人が理解し、共有していく必要があります。

行政側もきめ細かな情報発信を行い、県民が大雪の教訓を生かした備えや行動を取れるよう啓発活動に努めます。

2 雪対策の基本方針

雪対策の基本は、県民の参画のもとに、雪による障害を克服する施策や、雪に親しみ雪を積極的に利用する施策を、長期的かつ総合的に進めることです。

このような認識のもと、次の基本方針により雪対策を推進します。

- (1) 地域の協働で支える元気なまちづくり
- (2) 雪に強い快適なまちづくり
- (3) 雪を活かし雪に親しむ利雪・親雪の促進
- (4) 雪災害等への対応

第2編 主な施策の概要

第1章 地域の協働で支える元気なまちづくり

<基本方針>

近年は、除排雪の体制が充実したことなどにより、雪による障害は軽減されてきていますが、平成30年及び令和3年の大雪では、過去10年の平均を大きく上回る積雪があり、除雪作業中の事故が多く発生しました。

このため、日頃から大雪や豪雪に備えた意識の高揚に努めるとともに、冬期に県民が元気でいきいきと楽しく快適に暮らせるよう、健康づくりに努めます。

また、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足しているところでは、地域やボランティアなどとの協働が必要なことから、雪国を支える人材の養成と活動の支援に努めます。

1 雪に対する意識の高揚

<施策の方向>

雪の障害を克服するためには、日頃から、除雪作業中の安全対策など、豪雪や大雪に備えた啓発活動を行うとともに、県民の自助努力と地域との協働が必要なことから、県民の雪に対する意識の高揚に努めます。

また、雪は暮らしや産業活動に欠かせない貴重な水資源であり、ふるさとに多彩な四季をもたらしてきたことから、県民が、雪の資源としての多様な価値を再認識し、今後とも、雪とのよい関係を築くことができるよう、各般の施策を進めます。

また、冬期に、県民が元気でいきいきと楽しく快適に暮らしていくためには、県民自らの健康が基本になることから、食習慣の改善や健康スポーツの奨励、骨粗鬆症や生活習慣病の予防など、若いうちからの健康づくりを進めるとともに、冬期における疾病やけがの予防に努めます。

<施策の概要>

(1) 大雪に備えた意識の高揚

- ・安全な屋根雪下ろしや除雪作業の普及促進に努めます。
- ・除排雪作業を円滑に行うため、放置車両等の防止の啓発を行います。
- ・運転者に対するスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着並びにスコップ等の携行を啓発します。
- ・積雪・凍結道路における交通事故の発生状況や原因を分析し、事故の防止に関する啓発チラシの配布等、県の広報紙やインターネット等を通じた広報や、市町村と連携した住民への注意喚起を行います。
- ・災害を忘れないため、大雪時の画像や記録を利用しやすい形に残して啓発活動に努めます。
- ・除雪作業等に伴う事故の防止のため、啓発チラシの配布等、県の広報紙やインターネット等を通じた広報を行います。

- ・スリップ事故防止のための交通安全教育の強化を図ります。
- ・県民、企業、団体に対して、災害級の大雪時では人命を守ることを最優先とする認識を共有し、自動車での不要不急の外出を控え、また、雪に十分備えるとともに、地域で相互に協力を図ることを呼びかけます。

(2) 雪の再評価と克雪活動の啓発

- ・各種雪関連シンポジウム等を誘致、開催し、県民の参加を促進します。
- ・立山カルデラ砂防博物館、その他県内の博物館等における雪(水)関連展示等に対し、雪に関連する資料の提供などを行います。
- ・雪がもつ多面性(水資源、冷熱エネルギー、造形、景観、生活文化など)をアピールする多様な広報活動を展開します。
- ・雪国の暮らしの知恵や雪遊びなどを実体験できる場や機会を設けます。
- ・県民が家庭や地域で実践している生活道路の除雪や雪下ろし、排雪場所の確保、流雪溝や消融雪装置の管理など、自主的な克雪活動を促進します。

(3) 冬も元気な健康づくり

- ・国際健康プラザなどの健康増進施設等を活用して、食事や運動、休養等生活習慣の改善に関する実践的な指導を行い、若い頃からの健康づくりや骨粗鬆症その他生活習慣病の予防を進めます。
- ・職場や学校、特定健康診査等を受けることにより、疾患の早期発見、治療を促進します。
- ・インフルエンザ等冬期に流行する疾患、冬期に再発や悪化が多い疾患の予防と回復のため、厚生センター等の健康相談等保健サービスの充実に努めます。
- ・地域において住民主体の介護予防活動が広く実施されるよう普及啓発を行います。

●**国際健康プラザ**：「日本一の健康県づくり」を目指すための中核施設として、平成11年7月に富山市友杉に開館した。愛称は「とやま健康パーク」。健康づくりについて学べる「生命科学館」、温水プール・トレーニングマシンなどを利用して楽しく健康づくりが図れる「健康スタジアム」、トリムコースやじゃぶじゃぶ池、パークゴルフ場などがある「屋外健康づくり施設」の3つの施設で構成されており、健康づくりの実践や知識・ノウハウを紹介している。／**厚生センター**：平成14年7月に地域の保健、衛生及び福祉に関する業務をおこなうセンターとして、これまでの保健所と福祉事務所を統合し、県内に4本所、4支所が富山市を除く地域に設置された。(富山市は中核市として保健所が設置されている。)

2 協働で支える人材の養成、確保と活動の支援

<施策の方向>

高齢化が進展するなかで、雪による障害を克服するためには、県民一人ひとりの力の発揮と地域での相互扶助、ボランティア団体などとの協働が必要なことから、子どもや元気な高齢者も参加した地域の克雪活動を進めます。また、個人や家庭、地域における人材を養成・確保するとともに、活動の支援に努めます。

<施策の概要>

(1) 子どもや若者の克雪能力の育成

- ・地域の子ども会や学校行事、親雪イベントなどの機会を利用して、克雪技能の伝承を行います。
- ・こども雪教室の開催等により県民との協働による雪対策への意識高揚を図ります。

(2) 高齢者の力の活用と支援

- ・シルバー人材センターやボランティアセンターにおいて、克雪経験が豊富で元気な高齢者の会員に、近隣の生活道路や要支援世帯の家回りの除排雪などに活躍してもらいます。
- ・一人暮らし高齢者宅の訪問活動など、地域において社会参加活動や社会貢献活動等に取り組む老人クラブへの支援を行います。

(3) 雪に強い人材の養成、確保

- ・地区や町内会で使用する小型除雪機械の操作に関する講習会を機械メーカーの協力を得て行うなど、地域の除排雪を行うオペレーターの確保を支援します。
- ・セミナー開催などによる除雪ボランティア活動への参加促進や相談窓口の設置等による活動の支援を行います。
- ・雪処理の担い手として、活動の中核となるリーダー、除雪ボランティアの受け入れのためのコーディネーター、除雪機械のオペレーターなど人材の育成、確保を図ります。
- ・上下流交流の促進やボランティア情報の提供などを通じて、水源地の植林、ボランティアの養成、確保を進めます。

●**シルバー人材センター**：高齢化社会に対応するために、高齢者の「生きがい」の確保と「健康」の増進を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とした公益社団法人。仕事の内容は、植木の剪定・除草・草刈り、雪吊り・雪囲い、障子・襖の張替えなど様々である。

(4) 地域ぐるみの除排雪と県民との協働による除排雪の推進

- ・地域での除雪活動など、県民、NPO、企業等の自発的、主体的な取組みの拡大と定着を図るため、人材育成など自立的活動の支援を行います。
- ・道路管理者は、毎年の除雪計画について具体的に広報媒体やマスコミ、インターネットなど多様な媒体を介して周知し、道路管理者が行う除雪範囲、レベル及び方法などについて、あらかじめ県民の理解と協力を要請します。
- ・生活道路や歩道の除排雪を地域住民が自主的に共同で実施することを促進するため、市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備を支援します。
- ・市町村等が開催する除雪機械の運転者講習等を支援します。
- ・住民や沿線事業者等の協力による県管理道路の歩道除雪の推進を図るため、小型除雪機械の貸し出しを行います。
- ・子どもから高齢者まで、また、男女共同参画により、幅広い世代の地域ぐるみの除排雪など、地域コミュニティ活動への参加促進と活動の中核となる人材の育成を図ります。
- ・除雪ボランティアなど雪処理の担い手の育成、除雪ボランティアを円滑に受け入れられるような受け皿機能の組織化、コーディネーターの養成など、地域における除排雪活動の向上を図られるよう支援します。
- ・地域等による所有者不明などの空家周辺の除排雪の促進を図ります。

(5) 高齢者や障害者世帯等に対する支援

- ・高齢者や障害者など自力での除雪が困難な世帯の屋根雪下ろしや家周りの除排雪に係る経費について、市町村と連携して助成します。
- ・ひとり暮らし高齢者などの地域の要支援者に、買物代行、除雪などの公的制度にはないサービスを提供するケアネット活動等による地域福祉活動を推進します。
- ・県・市町村社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、除雪ボランティア情報の提供や相談窓口を設置します。
- ・中山間地域の活性化を図るため、地域と企業・団体が連携して行う地域活性化活動に対し支援します。

●**道路管理者**：道路法の道路の管理に関する権能及び義務を有するもの。原則として、高速自動車国道及び一般国道(指定区間)は国土交通大臣、一般国道(指定区間外)及び都道府県道は都道府県(または政令市)、市町村道は市町村である。／**ケアネット活動**：ひとり暮らし高齢者や障害者などの地域の要支援者1人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動。

第2章 雪に強い快適なまちづくり

＜基本方針＞

除排雪の体制の整備や集中的降雪時の道路交通の確保など、除排雪体制の充実に努めるとともに、これまで整備してきた雪に強い道路や雪対策施設、資機材などのストックを有効に利用しながら、安全、安心で雪に強いまちづくりを推進します。

また、高齢者や障害者をはじめ、誰もが暮らしやすいまちづくりを、地域の特色を活かしながら進めます。

1 安全・安心で快適なまちづくり

＜施策の方向＞

道路の除排雪体制の強化など近年の重点的な取り組みにより、雪による障害はかなり緩和されるようになりましたが、近年の大雪では、県民の生活に大きな影響がありました。このため、冬期も安全で安心、さらには快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害を防止する観点から、空家の除排雪が適切に行われるよう努めます。

＜施策の概要＞

(1) 快適で雪に強い施設の整備

ア 快適な生活基盤の整備

- ・雪に強く快適な都市空間の形成を図るため、街路事業や市街地再開発事業等により、都市基盤施設や居住空間等の整備を推進します。
- ・市町村が取り組む安全で快適なまちづくり等の魅力ある地域環境の整備を支援します。
- ・土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業等により、雪に強い生活道路、公園の整備を推進します。
- ・堆雪帯の確保、凍結抑制舗装、流雪溝の設置、歩道幅員の確保などにより、都市部における雪に強い道路の面的整備を推進します。
- ・鉄軌道、路線バスなど公共交通機関の維持・活性化を推進し、県民の移動手段の確保に努めます。
- ・雪崩対策などの防災施設の設置や代替ルートの整備など、災害に強く安全な道路整備を進めます。
- ・消流雪などの地域用水機能を有する農業用排水路等の整備、更新を促進します。
- ・バス利用者の利便性の向上を図るため、バス停等の上屋、シェルターの整備、バス停車帯の設置を促進します。

●**市街地再開発事業**：都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。／**都市基盤施設**：道路、公園等の都市の基盤となる公共施設。／**土地区画整理事業**：道路、公園等の公共施設の整備を行うとともに土地の区画形状を整えることにより、宅地の利用増進を図り、健全な市街地の形成と良好な宅地の提供を行う事業。／**住宅市街地総合整備事業**：既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業。／**堆雪帯**：機械除雪の排雪先となる幅広い路肩。／**地域用水機能**：農業用水が持つ、田畑へのかんがいという食料生産の基礎としての機能のほか、消流雪用水、生活用水、防火用水、環境用水等の役割もあり、この機能を指す。／**シェルター**：風雨雪をさけるため、屋根、側壁で囲まれているバス待合所。

イ 雪対策施設の整備

- ・道路幅の狭い区間への堆雪帯の設置に努めます。
- ・点検や、老朽化した消融雪施設等の適切な更新により機能の維持に努めます。
- ・消融雪施設の新設、更新にあたっては、河川水や下水処理水等水源の多様化を進め、また節水型施設の普及に努めるなど、地下水の保全に配慮します。
- ・人家密集地区などで表流水源が確保できる箇所においては、流雪溝の整備を推進します。また、高齢者も開閉しやすくした構造の蓋とするなど県民の利用に配慮した構造とします。
- ・市町村が実施する流雪溝や雪捨て場などの克雪施設の整備を支援します。

(2) 雪に対応した建築物の普及

- ・宅地境界に落雪スペースを確保するなど、建築ルールの周知に努めます。
- ・雪による住宅の被害を防止するとともに、高齢者をはじめとした県民の雪処理負担の軽減を図り、冬でも安心して暮らすことができるよう地域特性に応じた雪に強い住宅を普及します。
- ・屋根融雪装置を利用した融雪型住宅など、雪に強い住宅の普及を進めます。
- ・公共建築物や福祉、医療施設などについては、冬でも誰もが安全、安心、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、降雪時でも利用しやすく除排雪もしやすい構造にしていきます。

(3) 空家に係る除排雪等の管理の確保

- ・市町村や関係団体と連携して、空家対策を促進します。
- ・積雪に伴う空家の倒壊等により発生する危害を防止するため、所有者による除排雪その他の適切な管理の促進を図ります。

●**節水型消雪施設**：地下水の有効利用を図るため、降雪量に応じた取水及び散水量の調整、散水された消雪水の回収・再利用を図った消雪施設／**ユニバーサルデザイン**：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

2 交通の確保

<施策の方向>

降積雪時の道路の安全性、利便性、快適性を確保するため、駅などの交通結節点や物流拠点等へ連絡する道路など、道路網の整備を進めるとともに、豪雪災害時を考慮した計画的な整備を推進します。

公共交通機関においても、県民の生活を支える身近な公共交通サービスが安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できるように努めます。

また、歩行者の安全を確保するため、歩道除雪を進めるとともに、路面凍結対策など、冬期間の交通安全対策を推進します。

<施策の概要>

(1) 道路交通の確保

ア 道路網の整備等

- ・ 広域幹線道路、市町村間を連絡する道路や新幹線駅等の広域交通拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備を推進します。
- ・ 道路防災施設の整備、橋梁の耐震性の向上、代替ルートや緊急輸送道路の整備など、雪害も含めた災害に強い道路の整備を推進します。
- ・ 市街地における既存歩道の段差解消、道路・案内標識の大型化、右折車線の増設等の交差点改良など、降積雪時においても既存道路の安全性や快適性が確保されるよう努めます。
- ・ 植樹帯、道路標識、道路占用物件等については、除雪作業に配慮して設置します。

イ 道路交通渋滞対策

降積雪時には、圧雪、凍結、視界不良等により走行速度が低下し、渋滞が発生しやすくなることから、次の施策に取り組みます。

- ・ バイパスや放射道路・環状道路等の整備により、年間を通した渋滞対策と円滑な交通の確保を図ります。
- ・ パークアンドライドの推進など、交通需要マネジメント施策を推進します。

●**緊急輸送道路**：災害時の緊急交通路の候補となる路線で、富山県地域防災計画において第1次から3次まで指定されている。第1次：県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸、東海北陸及び能越自動車道、一般国道（指定区間）、一般国道とI.C及び輸送拠点(空港、港湾等)とを結ぶ幹線道路。第2次：第1次とネットワークを構成し、市町村対策本部、警察署、消防署等の市町村の防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路。第3次：上記路線を相互に補充する幹線道路。／**道路占用物件**：道路は一般交通のための施設として設置されるが、この一般交通の利用方法をこえて道路を使用するために道路に設ける物件のこと。道路管理者の許可を受ける必要があり、具体的には電柱、公衆電話所、水道管・下水道管、広告塔などがある。／**交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）**：自動車による道路の混雑を緩和し、大気汚染を減らす対策として生まれてきた考え方。規制だけではなく、自動車以外の移動手段に誘導しようとする総合的な施策。都市部への車の乗り入れに賦課金をかける、パークアンドライドの施設を配置する、車に相乗りしやすい条件を作る、使いやすい公共交通機関を用意する、歩きやすい道路を整備するなどの施策がある。

(2) 公共交通の確保

高齢社会の交通手段として、また、環境にやさしい交通手段として、バスや鉄道などの公共交通機関は重要な役割を果たしています。このため、降積雪時においても、日常生活を支え、地域づくりの推進につながる地域公共交通ネットワークの維持活性化を促進し、人にやさしい公共交通サービスの推進に努める必要があります。

- ・事業者は、定時性の確保と利便性の向上に努めます。
- ・バス路線、駅へのアクセス道路等の優先的な除排雪を実施します。
- ・高齢者や障害者など誰もが安全に利用できる低床車両導入や、駅舎など交通結節点のバリア解消の取組みを支援します。
- ・降積雪時における鉄道やバスなどの公共交通の運行情報について、当該事業者によるできるだけ迅速な情報提供の促進を図ります。
- ・交通事業者が行う鉄道・軌道の安全性向上への取組みや、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスの運行維持等を支援します。
- ・インターネット等での一元的な交通情報提供システムによる公共交通の利便性向上を図ります。
- ・空港における冬期就航率の向上を図るため、空港における除雪体制に万全を期すほか、小型気象レーダーの活用に加えて、新たに国土交通省所管のXバンドレーダーの活用や航空灯火の改善をするなど、空港の管理運営に万全を期します。
- ・バスロケーションシステムやハイグレードバス停の整備など、バス停の快適化を促進します。
- ・除排雪体制の強化と的確な運行情報の提供について、各交通事業者に要請します。

●**交通結節点**：異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。／**Xバンドレーダー**：国土交通省が、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）や集中豪雨の監視を目的として整備をした高性能レーダー。従来のレーダーに比べて、高頻度、高分解能での観測が可能。／**バスロケーションシステム**：各バスの走行位置をリアルタイムで把握し、停留所で接近情報の案内を行うシステム。／**ハイグレードバス停**：バス利用の快適性を高めるため、ベンチ、上屋、駐輪場、休憩施設等を集約設置したバス停。

(3) 交通安全対策

- ・新交通管理システム（UTMS）により交通情報を提供します。
- ・道路情報板により、気温、降積雪量や路面状況などの情報提供を図ります。
- ・パンフレット「富山県雪みちガイド」による通行注意箇所の周知や安全な雪みち運転の啓発をします。
- ・凍結防止剤の適切な散布や凍結抑制舗装など、道路の凍結防止対策を推進します。
- ・冬期間は視界が悪くなることから、反射材の着用促進、体験型交通安全教室、家庭訪問による交通安全指導など、高齢者に対する交通安全対策を推進します。
- ・降積雪時や低温時には道路の状況に十分注意して安全運転に心がけ、事故防止に努めるよう、交通安全対策を推進します。

(4) 安全で快適な歩行空間の確保

- ・歩道の広幅員化、段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置など、ユニバーサルデザイン化を促進します。
- ・駅前、バス停付近などの公共交通機関へのアクセス歩道、市街地や通園通学路等人通りの多い歩道の除排雪を実施し、冬期の歩行空間の確保に努めます。
- ・学校や病院などの周辺の歩道については、早朝除雪に努めます。
- ・地域住民や沿線事業者等の協力による県管理道路の歩道除雪を推進するため、小型除雪機械の貸出しを行います。
- ・除雪が実施できない歩道又は歩道未設置の道路で、通勤通学に利用されている区間については、迅速な排雪実施などにより、歩行者の安全確保に努めます。
- ・消融雪施設が設置されている道路については、側溝の整備を行うとともに、適切な施設の維持管理及び水切り作業などを実施し、水はねの防止に努めます。
- ・路面に水溜まりや雪塊、でこぼこなどがある場合は、徐行をするなど安全運転に留意し、歩行者の安全の確保に努めるよう、交通安全対策を推進します。

●**新交通管理システム（UTMS：Universal Traffic Management Systems）**：光学式感知装置（光ビーコン）を通じて車両と交通管制システムとの間の双方向通信によりドライバーへのリアルタイムの交通情報の提供や交通流の積極的な管理を行うことにより「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すもの。高度交通管制システム（ITCS）を中核に構築されるシステム。

3 情報収集力と発信力の強化

<施策の方向>

情報通信技術を活用して、富山県防災行政無線を活用するなど、冬期の気象、道路や交通状況等雪に関する情報を迅速的確に収集し、適時適切に県民に提供することにより、県民生活の利便性の向上を図ります。

<施策の概要>

(1) 道路交通情報の提供

- ・ 道路交通情報の収集を強化し、ラジオ、インターネットやケーブルテレビ、道路情報板等を活用して、適時適切な提供に努めます。
- ・ 冬期交通の円滑化や除雪作業の一層の効率化のため、除雪情報システムの充実に努めます。
- ・ 降積雪状況や路面状態などの情報を急な降雪にも対応してリアルタイムで収集、提供する除雪情報システムや県総合防災情報システムの充実に努めます。
- ・ 交通管理センターの高度化を図り、新交通管理システム（UTMS）の整備を推進し、交通情報提供システム（AMIS）による交通情報提供の充実に努めます。

(2) 気象情報、防災情報の提供

- ・ 気象台等防災関係機関との連携を強化し、気象情報の収集、的確な提供に努めます。
- ・ 国・県・市町村・消防等をはじめとする防災関係機関で迅速な情報共有を行います。
- ・ 県民に防災情報の提供を行う、県総合防災情報システムや全国瞬時警報システムなどの高度化を推進します。

●**富山県防災行政無線**：災害時における通信連絡体制を確立するために設置された防災行政無線網。県機関、市町村、消防本部及び消防庁や他の都道府県間を衛星回線で結ぶ衛星系と、各土木センター等の管内で活動する車両を無線回線で結ぶ地上系で構成されている。／**交通情報提供システム（AMIS：Advanced Mobil Information Systems）**：ドライバーに対して、渋滞、事故、目的地までの所要時間等の交通情報を適切に提供することにより、交通流の分散を促し、交通の円滑化を図るシステム。ドライバーの走行ルートを選択幅を広げて、交通渋滞の解消、運手者の心理状態の改善が図られる。／**全国瞬時警報システム**：津波警報や緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国が情報を送信するシステム。防災行政無線の自動起動などにより、瞬時に住民へ情報を伝達することが可能。

(3) 高度な雪情報システムの構築等

- ・雪に関する情報を収集、提供するとともに、高度な雪情報を発信する雪情報システムの構築を検討します。

(参考)

	観測システム	予測情報等の内容	情報の提供先
降積雪情報収集 (防災・危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 地点の降積雪量 …1 日 2 回 ・ 42 地点の降積雪量、 天気、気温 ……毎日 (AM9 時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 地点の気温予測 ・ 39 地点の降雪予測 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 消防本部 ・ 農水、土木、警察本部 ほか防災関係機関 ・ 防災航空センター ・ 県民 (インターネット)
除雪情報システム (道路課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路温、降積雪量を 1 時 間毎にオンラインで 集信 ・ 凍結センサー ……47 地点 ・ 路面監視カメラ ……161 地点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表 20 地点の翌日 9 時まで の 1 時間毎の最低路温予測 ……16 時 30 分発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木センター、同事務所 ・ 除雪業者 ・ 県民 (パソコン、スマート フォン等) …情報の一部

(4) 必要な情報の収集と迅速な発信

- ・ AI を活用して、SNS 上で提供された情報からリアルタイムに災害や危機管理情報等のビジュアルデータを収集します。
- ・ 路面監視カメラ等を活用して降積雪の状況や車の渋滞状況などの現地情報を収集し、AI を活用して分かりやすい情報提供に努めます。
- ・ 富山防災 WEB や SNS 等を活用し、迅速な情報発信に努めます。
- ・ 学校においては、事前に臨時休業等の条件及び確認方法を決めておくことや、前日や登校前の早い時間帯に安全措置を行うかどうかの迅速な判断を行い、早急に連絡できる体制を構築します。

4 除排雪体制の充実

<施策の方向>

降積雪による交通の障害を防止し、冬期も快適な暮らしや円滑な社会経済活動を支えるため、高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮し、県民の理解と協力、参画を得ながら、道路等の除排雪を積極的に進めます。

<施策の概要>

(1) 除排雪の基本方針

- ・道路管理者は、毎年、除雪計画を策定し、計画的、効率的な除排雪を実施します。
- ・道路管理者は、車道や必要な区間の歩道の確保を行い、県民は自宅周りや周辺の生活道路、歩道、近隣高齢者の家周りの除雪に努めるなど、それぞれの役割を担うものとします。
- ・住民と行政の協働による除排雪を実施します。

(2) 除排雪の体制の整備

- ・除雪ボランティア等雪処理の担い手の受け皿機能を持つ組織や、コーディネーターの養成の取組みを推進します。
- ・雪処理に広域的かつ効率的に対応するために、建設業団体その他の非営利団体等との連携を図ります。

(3) 道路の除排雪

ア 道路除雪計画に基づく除排雪

- ・道路管理者は、日交通量を標準とした除雪路線の決定、除雪水準の設定を行い、計画的な除排雪を実施します。
- ・道路管理者の混在する市街地の幹線道路などにおいて、同一機械で除雪することによる、効果的かつ効率的な連携除雪を実施します。
- ・駅前、バス停付近などの公共交通機関へのアクセス歩道、市街地・通園通学路等人通りの多い歩道の除排雪を実施し、冬期の歩行空間の確保に努めます。
- ・雪捨て場の確保に努めるとともに、その場所や利用方法について県民に周知します。
- ・除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定的な除雪体制の維持に努めます。
- ・道路幅の狭い区間への堆雪帯の設置や消雪施設の更新等の推進に努めます。
- ・円滑な交通を確保するため、交差点における除排雪を実施します。

イ バス路線などに係る優先的除排雪

- ・バスの運行回数の多い路線の優先的除排雪を実施します。
- ・主要な駅、空港、港湾、インターチェンジ、医療施設、その他重要公共施設及び物流拠点へのアクセス道路の優先的除排雪を実施します。

ウ 路上駐車 の 排除

- ・道路除排雪作業の円滑化、道路交通の安全のため、交通関係団体、住民組織等の活動や、各種広報媒体を通じた路上駐車自粛の啓発を実施します。
- ・運転免許更新時講習等各種講習の機会を捉え、雪道の駐車自粛について啓発、指導を行います。
- ・融雪設備のない幹線道路を中心に、取り締まりの強化を図ります。
- ・夜間を中心として、市街地を中心に取り締まりを強化します。

エ 除排雪用水の有効利用、未利用エネルギーの活用

- ・河川水などの表流水を利用した消融雪施設や流雪機能を有する農業用排水路の整備を進めます。
- ・消雪設備維持管理マニュアルや節水啓発リーフレットにより、交互散水方式等節水型消融雪施設の普及を促進するとともに、消融雪施設の適正な維持管理や節水の取組みを推進し、冬期における地下水位の低下を抑制します。
- ・地下水涵養のため、市街地内の道路、公園における透水性舗装など、公共施設における雨水浸透工法の採用を進めます。
- ・地下水位観測情報をリアルタイムに提供するとともに、冬期間の地下水位低下時には、注意報等を発令し、地下水利用者への節水協力を呼びかけるほか、水田等を活用した地下水涵養の取組みを推進します。

(4) 集中的降雪時の道路交通の確保

- ・走行不能車両による連鎖的な滞留を防ぐため、県管理道路の通行止めによる集中的な除雪を行います。
- ・積雪時の走行に必要な装備を装着しない車両が走行不能にならないよう、スタッドレスタイヤやチェーンの早期装着に向けた啓発を行います。
- ・管理道路においては、降雪強度に応じ早期除排雪を行います。

●**透水性舗装**：舗装全体に透水機能を持たせ、雨水を舗装体内に一時貯留させると同時に路床を通して地中に浸透させる構造とした舗装。道路の歩道や公園の園路などで実施されている例が多い。／**雨水浸透工法**：雨水を地中に浸透させることにより、雨水の河川等への流出を減少させることを目的とした工法。透水性舗装、透水性のコンクリート等で成形した側溝(浸透式側溝)などがある。

5 除排雪作業の担い手の確保

<施策の方向>

人口減少や高齢化の進行による除排雪作業の担い手不足に対応するため、担い手の確保に努めます

<施策の概要>

(1) 建設業の担い手の確保

- ・ 除排雪作業も担う建設業の担い手確保のため、公共工事において、施工時期の平準化に努め、週休2日の推進など建設業の働き方改革を進めるとともに、建設企業のDX化や女性の活躍、若者に対する魅力発信などに取り組みます。

(2) 除排雪作業の省力化・負担軽減

- ・ 除雪機械の更新の際に、経験の少ないオペレーターなども円滑に除雪作業が行えるよう、除雪機械運行管理システム等の機能向上に努めます。

●**除雪機械運行管理システム**：除雪出動状況を把握し、除雪業務管理を行うシステム。

第3章 雪を活かし雪に親しむ利雪・親雪の促進

<基本方針>

冬をいきいきとした楽しい季節とするため、多様な利雪、親雪活動を積極的に進めるとともに、雪国の伝統的な生活文化の保存・継承に努めます。

また、雪は貴重な資源でもあることから、雪の利用等に関する調査研究を進めます。

1 雪を利用した産業の振興

<施策の方向>

雪を活用した観光産業を振興するとともに、農林業における雪利用技術の活用などに努めます。

<施策の概要>

- ・ スキー場と雪見の温泉、雪の眺めと冬の日本海の味覚、立山の雪の大谷、春山スキーや氷河など、雪の富山のPRを継続して展開し、魅力あふれる雪を活用した観光の振興を推進します。
- ・ スキー場の寡雪対策として、通年利用施設の整備の他、寡雪でも楽しめるクロスカントリースキーやスノーシュー等のコース設定などを促進します。
- ・ 富山の冬や立山の雪などを観光資源として積極的に活用したツアー商品開発を行い販促活動を展開するなど、雪のないアジア諸国など外国人観光客の誘致拡大を図ります。
- ・ 富山空港発着国際便の増強促進を行うとともに、宿泊施設や交通機関の外国人向けサービスの向上に努めるほか、観光拠点等における案内標識などの外国語表記や通訳の配置を促進します。

●**クロスカントリースキー**：人工的に開発され整備されたゲレンデで高い地点から滑降する技術を楽しむゲレンデスキーに対して、森や林の中を歩き、滑るスキーのこと。／**スノーシュー**：西洋かんじきのこと。雪原を歩くときに用いられる歩行具で、古くは北アメリカのインディアンが狩猟のために使ったもの。深い雪でもあまり沈むことなく歩け、技術習得が容易なため注目を集めている。

2 雪に親しむ施策の促進

<施策の方向>

冬のスポーツ、レクリエーション活動への参加機会の拡充に努めるとともに、地域の雪に親しむイベントの開催を支援します。

また、世界各地や全国の雪国との交流機会を増大するとともに、山間部と平野部の住民の交流や雪のない地域の住民との交流事業を支援します。

<施策の概要>

(1) 冬のスポーツの振興

- ・雪中ウォーキングや雪中ハイキングなど、誰もが楽しめる雪を利用したレクリエーションスポーツ活動の周知に努め、県民の参加を促進します。
- ・スキーやスノーボードなど冬のアウトドアスポーツの振興に努めるとともに、学校体育施設の休日夜間開放を積極的に行うなど、公共・民間の既存の体育施設を十分に活用し、冬期のインドアスポーツの振興に努めます。
- ・市町村が行うファミリースキー場や親雪広場などの親雪施設の整備に対して、財政的支援を行います。

(2) 雪に親しむ機会の創出

- ・「花とみどり・ふれあいフェア」など、冬を明るく過ごせるイベント開催を支援します。
- ・富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」等を活用し、冬のイベント開催の普及を図り、冬を楽しみ雪に親しむ機会の増大に努めます。
- ・県民の参画を得て、冬の遊びを紹介する冊子等を作成、配布するなど、子ども達の雪に対する興味、関心を涵養します。
- ・県民が地域で実施する雪に親しむ事業を支援します。
- ・環水公園雪のライトアップ、五箇山雪のライトアップなど、雪に親しむ多彩な機会を創出します。

(3) 雪を介した地域交流、国際交流の促進

- ・雪に関するシンポジウムなどを誘致、開催し、全国各地の雪国の人々との交流や意見交換の機会を増大を図ります。
- ・雪や水を契機とした上流と下流、農山村と都市部など地域間の交流を促進し、相互理解と連携を深めます。

3 雪に関する調査研究の推進

<施策の方向>

総合雪対策基金を活用し、雪冷熱エネルギーの活用促進など、克雪、利雪に関する調査研究を進めます。

<施策の概要>

- ・雪は貴重な水資源であり、雪冷熱エネルギーの活用促進などエネルギーとしての活用なども考えられることから、引き続き総合雪対策基金を活用した雪に関する調査研究を推進します。
- ・克雪、利雪、親雪に関する調査研究、技術開発やイベントの開催に対し、支援を行います。
- ・県立試験研究機関における雪関連研究を充実するとともに、県内外の大学、その他の研究機関や民間企業との共同研究等の連携を図ります。

4 富山の豊かな雪文化の継承、振興と創造

<施策の方向>

富山ならではの雪の文化や生活の知恵を保存・継承するとともに、ライフスタイルの変化を踏まえた冬を楽しむ文化活動の振興に努めます。また、富山で新しい雪国文化を創造し全国へ発信していくことにより、富山の雪に関する有形無形の文化・財産等の魅力を広くアピールします。

<施策の概要>

(1) 冬の富山の生活文化の継承

雪の文化を継承、発展させるため、県民の参画を得て、次の事業に取り組みます。

- ・冬の衣食住に関する生活の知恵など伝統的な生活文化を再評価し、身近な雪対策の知恵として普及します。
- ・冬の習俗、歳時を発掘、記録するとともに、後世への伝承を進めます。
- ・雪遊びを発掘、継承するとともに、雪合戦や雪だるまつくりなど雪遊びのゲームイベントへの発展を進めます。
- ・富山県映像センターにおいて、富山の冬の生活文化に関する映像資料の収集を進めます。
- ・雪国体験ツアーなどの冬の生活を体験できる滞在型観光事業に対して支援を行い、雪国文化の継承と全国への発信を促進します。

●**総合雪対策基金**：富山県総合雪対策条例に基づき設置されている基金。その運用から生ずる収益は、雪による障害の克服及び雪の利用に関する調査研究並びに雪に対する意識の高揚等に関する事業の財源に充てられる。

(2) 冬の文化活動の振興

- ・ 県民が文化に触れる機会の拡充と県内芸術家の活動の場の拡大のため、文化施設等でのコンサートやアーティストの派遣を実施するとともに、県内で開催される多様な文化活動を支援します。
- ・ 県民生涯学習カレッジにおいて雪国富山の生活文化に関連する講座を開設するほか、市町村等が開設する雪関連の公開講座に対し情報の提供を行います。

(3) 雪の文化の創造と発信

- ・ 県内各地で開催される雪のイベント情報を積極的に発信します。
- ・ 雪の景観（雪景色）の創出や、イルミネーション、ライトアップなど照明によるまちの演出を促進します。
- ・ 冬の伝統芸能や食など、文化を活かした観光モデルコースの設定・PRを図ります。
- ・ 富山ならではの冬に味わえる食材や料理を活かした食文化の創造と発信を図ります。

第4章 雪災害等への対応

<基本方針>

近年平野部では少雪傾向にあるとはいえ、豪雪や大雪などの緊急時に備えた体制が必要であることから、県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上するよう、富山県地域防災計画（雪害編）に基づき、雪災害の予防、応急、復旧対策に万全を期します。また、山間部の雪崩や農林業などの雪害防止に努めます。

また、令和3年の大雪では、自動車の渋滞や立ち往生、公共交通機関の運休、物流の停滞、農業被害などが多発し、県民生活に大きな影響を及ぼしたことから、災害級の大雪時にはこの教訓を生かした対応を行います。

1 予防対策

<施策の方向>

豪雪や大雪などに備え、地域防災計画に基づき、計画的に防災基盤の整備を促進し、雪害に強い県土づくりを進めます。また、防災拠点施設、通信施設等の整備を促進し、防災への体制づくりを行うとともに、防災教育・訓練、自主防災組織等の強化による防災行動力の向上を図るなど、雪害防止対策の効果的な推進に努めます。

また、災害級の大雪時には、人命を最優先するという考えに基づき、県民に対して自動車での不要不急の外出を控えること等と呼びかけます。

<施策の概要>

(1) 雪害に強い県土づくり

- ・災害の防止、防災活動の推進のため、自主防災組織の育成、消防施設の整備など、防災関連施設の整備に努めます。
- ・建築物の耐雪化を推進します。
- ・県・市町村・消防等をはじめとする防災関係機関で迅速な情報共有を行うとともに、県民に防災情報の提供を行う県総合防災情報システムや全国瞬時警報システムの高度化を図ります。
- ・交通事業者は、降積雪状況の把握に努め、利用者に対する的確に情報提供できるよう、連絡体制の整備を図ります。また、除排雪機械の能力向上など、体制の強化に努めます。
- ・孤立集落の原因となる倒木による道路の寸断、停電等の発生を防止するため、県、市町村、電線管理者等の官民主体が連携して取り組みます

(2) 防災体制づくり

- ・市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努めます。
- ・県は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに

●**富山県地域防災計画**：災害対策基本法に基づき、富山県防災会議（会長：知事）が策定する計画。富山県の地域に係る防災施設の新設又は改良、災害予防、情報の収集及び伝達、災害応急対策、災害復旧などに関する事項の計画などを定める。

に、災害時には、輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

- ・通信連絡体制の整備や、緊急輸送体制、さらには相互応援体制の整備等による広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めます。
- ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備を図ります。

(3) 雪害への日常の備え

- ・防災講座や防災ハンドブックの活用など、家庭、地域、学校における本県の特徴にあわせた防災学習を推進します。
- ・高齢者、障害者、外国人等の安全・確実な避難を可能とする災害時要援護者支援の仕組みづくりを推進します。

2 応急対策

<施策の方向>

大規模な雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、法令及び地域防災計画などにに基づき雪害応急対策を行います。

<施策の概要>

(1) 情報の収集・伝達

- ・防災関係機関などとの連携を強化し、気象情報、被害状況などの収集、的確な提供に努めます。
- ・必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、特に必要があるときは、無線電話、非常通信等を利用し、応急活動を円滑に推進します。

(2) 応急対策の実施

- ・県、市町村及び防災関係機関は、必要に応じて災害対策本部を設置し、総合的な雪害対策の体制を確立します。
- ・県、市町村は必要に応じ、災害救援ボランティア本部を設置し、他機関との連絡調整、ボランティアの受入・配置、活動資機材の調達など運営体制を整備します。
- ・緊急輸送道路等の優先的除排雪を行い、道路交通の確保に努めます。
- ・住民と行政の連携による円滑な除排雪を実施するため、排雪トラックや雪捨場などの確保に努めます。
- ・自主防災活動及び地区や町内会などによる自主的な除排雪など、地域活動の展開を促進します。
- ・一定の積雪荷重を超えたときは、屋根雪下ろし実施の広報を行うとともに、県民に対し高齢者や障害者世帯の雪下ろしの支援を要請します。
- ・市町村、医療関係機関、防災関係機関と密接な連携をとりながら、医療救護活動を円滑に実施します。
- ・生活必需物資の確保等に努めます。

- ・電力、ガス、水道、通信の各ライフライン施設の関係機関は、降積雪時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、被害の防止に努めるとともに、できる限り早急な応急復旧対策を迅速に実施します。

3 災害防止対策

<施策の方向>

雪崩対策、融雪災害対策を推進します。

<施策の概要>

(1) 雪崩対策の推進

- ・スノーシェッドや雪崩防止柵の整備による道路や集落の安全確保を図ります。
- ・雪崩防止機能を有する森林（なだれ防止林）の維持・造成を推進します。
- ・雪崩危険箇所の周知徹底に努めます。
- ・雪崩災害防止に配慮した適切な山間部の土地利用を誘導します。
- ・雪崩監視装置の設置や警戒避難体制の整備を推進します。
- ・雪崩対策施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理を行います。

(2) 融雪災害対策の推進

- ・融雪に伴う水害や土砂災害の防止対策を推進します。

4 産業の雪害防止対策

<施策の方向>

農林業、商工業における雪害予防対策を促進します。

<施策の概要>

(1) 農林業対策

- ・融雪期の湿害防止技術、耐雪型園芸施設の普及に努めます。
- ・冠雪害に強い森林施業への技術指導を実施します。
- ・耐雪性に配慮した農作物の選定及び技術開発を推進します。

(2) 商工業対策

- ・市街地再開発などにより、克雪型商業集積施設の整備を促進します。
- ・アーケード、立体駐車場などの中小商業者が行う克雪型共同施設の整備に対する支援を行います。
- ・イルミネーションの点灯、イベントの開催等、商店街等中小商業者が共同で実施する冬の賑わい事業を支援します。
- ・消融雪施設の設置などを行う商店街や中小企業に対する融資を行います。

●**スノーシェッド**：雪崩の走路に道路を覆うように設置し、道路を雪崩から防護する施設。／**雪崩防止柵**：斜面上や道路際に設置し、雪崩から道路を防護する施設。

5 災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動

<施策の方向>

令和3年の大雪では、自動車の渋滞や立ち往生、公共交通機関の運休、物流の停滞、農業被害などが多発し、県民生活に大きな影響を及ぼしました。令和3年1月から3月にかけて開催された「令和3年1月7日～11日大雪に係る交通対策の検証会議」では、災害級の大雪時は交通渋滞が必ず発生し、渋滞の解消は自動車交通量を減らす以外に方法はないとして「災害級の大雪時は自動車を使わないことが原則」としてとりまとめられ、これをはっきりと県民に伝えるため、「災害級の大雪時の不要不急の定義は普段とは全く異なり、命にかかわること以外は全て不要不急である」として災害級の大雪時は、行政と公共交通事業者のみならず、企業・県民が以下の基本認識を共有することとして今後の議題や対応がとりまとめられました。

【基本認識】

災害級の大雪時は、人命を守ることを最優先に

- ・ 県民、企業、団体は、自動車での不要不急の外出を控えること
- ・ 県民等は、雪に十分備えるとともに、地域の中で相互に協力すること

本計画においても、このとりまとめ結果を踏まえ、上記の基本認識を共有し、対応を行うこととします。

<施策の概要>

(1) 災害級の大雪時の基本認識の共有

- ・ 災害級の大雪時は、人命を守ることを最優先するという基本認識を共有します。
- ・ 県民、企業、団体は自動車での不要不急の外出を控え、雪に十分備えるとともに、地域で相互に協力します。

(2) タイムラインに基づいた行動と協力要請

- ・ 大雪が予想される場合は、タイムライン（段階的な行動計画）に基づき、情報把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信するとともに、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと速やかに対応します。
- ・ 大雪が予想される日には、タイムラインに基づき、県民・事業者等に自動車での不要不急の外出を控えることや、荷主や事業者へ、広域迂回や運送日の調整などを呼びかけます。
- ・ 大雪が予想される日には、企業・県民等は、休業や休校、早めの帰宅、テレワーク、時差通勤等を検討します。
- ・ 学校においては、災害級の大雪時の臨時休業に備えた遠隔・オンライン教育の実施体制の整備を進めます。

(3) 災害級の大雪時の道路除排雪体制の強化

- ・災害級の大雪が見込まれる場合は、臨時の雪捨て場の開設や機動的除雪、排雪作業の準備など除排雪体制を強化するとともに、道路交通確保のため、道路管理者間相互の雪捨て場の共同利用や応援除雪体制を構築します。

(4) 災害級の大雪時の公共交通機関の運行の確保

- ・鉄軌道の運行を確保するため、鉄軌道事業者と道路管理者や交通管理者等との連絡を図り、運休期間の最小化に取り組みます。

第3編 計画の推進

1 県民（地域住民）と行政が一体となった計画の実施

雪対策は、県民の理解と協力による道路等の除排雪、地域による自主的な除排雪、地域住民やNPOなどの手によるまちづくりなど、県民の自主性と助け合いの精神を基本とし、県民の積極的な意欲と参画を得ながら、県、市町村が相互に緊密な連携を図り、県民（地域住民）と行政が一体となって取り組みます。

2 地域特性の重視

雪対策は、地域の自然条件や社会活動によって、その採られるべき方策、手法が異なるものであることから、地域の実情に応じた対策を創意工夫しながら実施していきます。

3 雪対策に関する調査研究の推進

雪対策をより効果的、効率的に進めるには、先見性を持ちながら新しい知見や技術を活用することが欠かせないことから、雪国における新しい試みや技術に関する情報の収集に努めるとともに、雪に関する調査研究を進め、積極的な施策展開を図ります。

4 国への働きかけ

雪対策は道府県の地形、自然条件、社会条件によりその対応が異なります。このため、国に対して、地域の実情に即した総合的な雪対策施策、制度への取り組みを積極的に働きかけるとともに、支援、協力を要請していきます。

また、雪による行政経費、生計費の増嵩にかかる負担の軽減を図るため、税・財政制度の改善に関する研究及び国に対する働きかけを行います。

5 市町村等、関係機関との連携の強化

本県の雪対策を効果的、効率的に推進していくためには、市町村や豪雪地帯の道府県、国との連携、さらには交通事業者、医療機関や公益事業者など、関係機関の理解と協力が必要です。

このため、関係者間の意見交換や連絡調整の場を積極的に設け、国、他道府県、市町村、関係機関との緊密な連携を図り、一体となって雪対策を進めます。

6 計画の進行管理

この計画を実効あるものとするため、計画の進捗状況等を毎年的確に把握し、その結果を毎年作成する総合雪対策実施計画に反映していくとともに、必要に応じて計画内容の適切な見直しを行います。

また、進捗状況の把握を容易にするため、各施策における目標とする指標などを定め、「目標による管理」を行います。

富山県総合雪対策基本計画＜第5次基本計画＞(R5～R14)における指標

基本方針	計画指標		現況 (R4年度)	R9年度 の目標	R14年度 の目標	参考指標等	関係課	摘要
第1章 地域の協働で 支える元気な まちづくり	1	地域ぐるみ除排雪を推進している地区数 (県が補助を実施している地区数)	355地区	370地区	385地区	県民参考指標 (安心23)	県民生活課	
	2	ケアネット活動の取組み地区数	266地区	306地区	306地区	県民参考指標 (安心8)	厚生企画課	
	3	NPOと県との協働事業数	123事業	増加させる	増加させる	福祉基本計画	県民生活課	
	4	運動習慣者の割合 (1回30分以上の運動を週2回以上 実施し、1年以上継続する者)	(男性) 30.6% (R3) (女性) 22.8% (R3)	40%	40%	健康増進計画 (第3次)	健康対策室	
			35%	35%				
第2章 雪に強い快適な まちづくり (1)安全、安心 で快適なまちづ くり	5	土地区画整理事業が完了した地区の面積	4,492ha	4,521ha (R8)		アクションプラン (活力24)	都市計画課	
	6	歩道の整備延長	1,114km	1,143km (R8)		アクションプラン (活力19)	道路課	
	7	冬期走行しやすさ割合 (堆雪帯や消融雪施設を備えた道路など積 雪に対応した道路延長の割合)	58.1% (R3)	59% (R8)		県民参考指標 (安心23)	道路課	
	8	県管理道路のうち堆雪可能な路肩を確保し た道路延長	1,297km (R3)	1,330km (R8)		アクションプラン (安心23)	道路課	
(2)交通の確保	9	走りやすい道路の延長 (国県道における、車道幅員5.5m以上改良済 み、かつ道路が混雑することなく円滑に走行でき る延長)	1,975km (R3)	1,700km (R8)		県民参考指標 (活力19)	道路課	
	10	都市計画道路の整備率	75.3%	82.5% (R9)		アクションプラン (活力24)	都市計画課	
	11	ノンステップバス導入率	75% (R3)	80%	80%以上	アクションプラン (安心25)	交通戦略 企画課	
(3)情報収集力 と発信力の強化	12	降積雪情報が見られるサイトの利用率 (県が提供している主要なサイトの平均)	21.2% (R5)	25%	30%	—	県民生活課	
(4)除排雪体制 の充実	13	県管理道路における道路除雪率 (冬期閉鎖区間を除く)	100%	100%		アクションプラン (安心23)	道路課	
第3章 雪を活かし雪を 楽しむ利雪・親 雪の促進	14	コンベンション参加者数	31,117人	90,000人 (R8)		第3次富山県 観光振興戦略 プラン	観光振興室	
	15	雪に関する催しの認知度 (県内の主要な雪のイベントを認知している 人の割合)	12.7% (R5)	15.0%	15.0%	—	県民生活課	
第4章 雪災害等への 対応	16	自主防災組織の組織率 (全世帯数に占める自主防災組織に加入し ている世帯数の割合)	89.1%	90.5%	93%	県民参考指標 (安心20)	防災・危機 管理課	
	17	雪崩危険箇所における雪崩防止柵、防護擁 壁等の整備箇所数(砂防)	19箇所	20箇所	20箇所	アクションプラン (安心23)	砂防課	
	18	雪崩危険箇所におけるなだれ防止林、予防 柵等の整備箇所数(治山)	212箇所	215箇所	218箇所	アクションプラン (安心23)	森林政策課	
	18指標							

●**県民参考指標**：県の総合計画で政策目標を具体的にイメージするための参考指標。／**アクションプラン**：県の総合計画で設定した政策目標を達成するための事業のうち主なものを示したものの。

富山県総合対策基本計画策定経過

- 令和5年8月 雪に関する意識調査について県政モニターアンケート調査実施
- 10月18日 第51回富山県総合雪対策推進会議に次期富山県総合雪対策基本計画を諮問（計画骨子案の審議）
- 11月15日 第52回富山県総合雪対策推進会議（計画案の審議）
- 11月27日～12月12日 計画案に対する市町村への意見照会
- 11月29日～12月13日 計画案に対するパブリックコメントの実施
- 12月15日 答申

富山県総合雪対策推進会議委員名簿

五十音順・敬称略（令和5年12月）

氏名	役職名	備考
庵 栄 伸	富山県商工会議所連合会会長	会長
漆 原 健	西日本旅客鉄道(株)金沢支社長	
大 坪 久美子	NPO法人「Nプロジェクト ひと・みち・まち」理事長	
北 岡 勝	富山県自治会連合会会長	
北 村 勢津子	富山県スポーツ推進委員協議会副会長	
佐 伯 真 未	富山県PTA連合会副会長	
笹 島 春 人	入善町長	
島 田 互	国立大学法人富山大学准教授	
高 柳 百合子	国立大学法人富山大学准教授	
田 中 景 子	富山県社会福祉協議会評議員	
田 中 恵 信	富山地方気象台長	
富 樫 久美子	公益社団法人富山県建築士会女性委員会副委員長	
中 村 一 樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター長	副会長
野 口 典 子	公募委員	
日 吉 敏 幸	あいの風とやま鉄道(株)代表取締役社長	
村 椿 晃	魚津市長	
森 島 貴代治	中日本高速道路(株)金沢支社長	

富山県総合雪対策推進会議からの答申

令和5年12月15日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県総合雪対策推進会議

会長 庵 栄 伸

富山県総合雪対策基本計画の策定について（答申）

令和5年10月18日付けで貴職より本推進会議に諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

この答申は、富山県総合雪対策条例に基づく雪対策の目標と、これを実現させるための方策を明らかにするものであり、この答申に沿った富山県の新しい総合雪対策基本計画を速やかに決定されるよう要望します。